

# 地震から身を守るために



## 9月1日は防災の日

1923年に関東大震災が発生した日であることから、9月1日が防災の日と定められました。この機会に、町内における地震の危険性やその対策などについてみていきましょう。

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

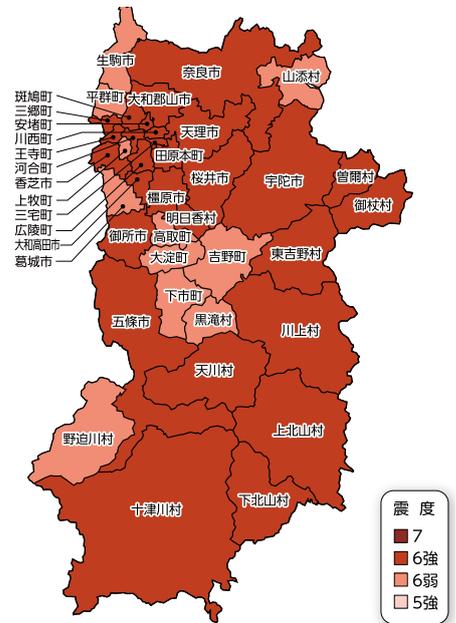
新潟中越地震により倒壊した家屋 出典：「首都大学東京 土質研究室」(地震調査研究推進本部)

南海トラフ地震は海溝沿いで発生する海溝型地震で、約100〜150年間隔で繰り返し発生しています。前回は1944年(昭和東南海地震)

## 南海トラフ地震とは

今後30年に南海トラフ地震が発生する可能性はなんと約70〜80%!地震への備えは十分に行う必要があります。また、田原本町は震度6強に見舞われる可能性があると予測されています。震度6強は人が飛ばされることもある強い揺れで、耐震性の低い木造建物は傾いたり倒れるものが多くなります。

南海トラフ地震が発生する確率は70〜80%!



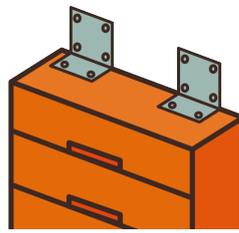
地震には活断層と呼ばれる地面の裂け目が動いて起こるものがあります。これは内陸型地震と呼ばれ、陸地の直下で起こります。奈良県には、奈良盆地東縁断層など地震を引き起こす断層が複数あり、南海トラフ地震同様に田原本町でも震度6強に見舞われる可能性がありますが、対策を講じ、被害を最小にすることは可能です。いざというときに適切な行動ができるように日ごろからよく考えておきましょう。

ほかの地震でも震度6強の可能性が!

震)と1946年(昭和南海地震)に発生しました。発生から70年以上が経過した現在、次の南海トラフ地震発生時の切迫性が高まっています。

マグニチュード(地震の規模)	9.1
死者数	約1,700人
負傷者数	約18,000人
住宅全壊棟数	約47,000棟
避難者数(地震の1週間後)	約29万人

地図、表ともに内閣府発表「中央防災会議 南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」(平成25年3月18日)を基に奈良県が作成。奈良県提供



## 01

# 地震に備えて

### 住宅の耐震化

#### 自宅の耐震性能を高めよう

地震への対策で最も有効なのは、住まいの耐震性能を高めることです。古い木造住宅は特に注意が必要です。日々住宅をメンテナンスし、必要に応じて耐震診断・耐震改修を行い、住宅の耐震性能を高めましょう。町では、住宅の安全性を高めるための支援制度を行っています。

### 家具類の対応

#### 倒れやすい家具を固定しよう

地震による負傷原因の30～50%は家具類の転倒・落下です。タンスや本棚などの大型家具は、背が高く奥行きが短いほど地震時に倒れやすくなります。重量があるため、倒れた家具の下敷きとなってしまうたら大変です。転倒防止金具などを利用してしっかりと固定し、配置などを工夫しましょう。

### 家族で備える

#### 家族会議を開こう

地震から家族の命と財産を守るためには、家族全員が防災に真剣に向き合い、協力しあうことが重要です。家族会議を開き、非常持ち出し品や備蓄品の確認、指定避難所、避難経路の確認などを行いましょう。そして被災した場合の集合場所や連絡手段も決めておきましょう。

## 02

# 地震が発生！そのときどうする！？

### 身の安全の確保

まずは自分の身を守ることが重要です。頑丈なテーブルの下や家具のないスペースで転倒物や落下物から身を守りましょう。

#### 大きな揺れがおさまったら

- 火元を確認し、出火した場合は火が小さいうちに消火
- 屋内では倒れた家具や落下物、割れたガラス片などに注意（屋外に飛び出すと、瓦や割れた窓ガラスなどが落下してくる危険がある）
- いつでも避難できるように部屋の窓や玄関のドアを開ける
- 最初の大きな揺れがおさまっても、余震などに十分注意
- 家屋が倒壊する恐れがあったり、大規模火災が迫ったりした場合などには、すぐに指定された避難所などへ避難

### 正確な情報収集

災害時には噂やデマなど不確実な情報が出回りやすくなります。町や県、テレビやラジオ、災害情報アプリなどが発表する正しい情報を集めましょう。

#### 防災無線・災害電話サービスの活用

屋外スピーカーから防災情報を皆さんに伝達します。放送が聞こえたら内容に耳を傾けてください。

#### 放送を聞き逃した場合や再度聞きたい場合

防災無線フリーダイヤル（☎0120-32-6201）におかけください。

#### 無線の内容を固定電話で聞きたい場合

聞き取りにくい人や聴覚障がいがある人でも確認しやすいよう、無線の内容を固定電話などに伝達するサービスがあります。利用には事前登録が必要ですので、利用したい人は防災課（☎34-2059）へ連絡してください。

#### 防災情報をLINEでお知らせ

田原本町公式LINEで気象・地震・台風・避難情報などの防災情報や防犯情報を配信します。

右のQRコードを読み取って、田原本町公式LINEを友達に追加してください。



LINE友達追加はこちらから



**DROP! COVER! HOLD ON!**

提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議



# 住宅の耐震化の重要性について

地震から命を守るために必要な住宅の耐震化

阪神・淡路大震災では、6434人も尊い命が失われました。亡くなられた人のほとんどは、家屋の倒壊による、圧死、窒息死でした。また、家屋が倒壊して家から出ることができず、火事により焼死された人も400人以上おられました。大地震で大切な命を落とさないためには、住宅の耐震化はとても重要です。

また、住宅の耐震基準についても1978年の宮城県沖地震を教訓に1981年6月に引き上げられましたが、阪神・淡路大震災ではそれ以降に建てられた住宅も被害を受けた

ため、2000年6月に更に厳しい耐震基準へ引き上げられました。そのため、L・S・Oでは2000年6月までに建てられた木造住宅に住んでいる人へ、耐震診断を受けられることを勧めています。

## 住宅の耐震化に向けて

住宅の耐震化は、壁や筋交い、補強金具などの追加や屋根の軽量化などにより行います。その実施に向けては、住宅の状況把握がまず必要です。耐震診断を行うことで、ご自身の家の耐震性の高さや、どの部分への補強が必要かが分かります。

また、住宅のリフォームを考えている人は、耐震診断や耐震改修を併

せて検討してみたいかがでしょうか。まとめて行うことで費用や手間を抑えることができる場合もあります。

また、耐震性の高い住宅や耐震補強を行った住宅であっても、水漏れやシロアリ被害などにより構造材が劣化し、耐震性が低くなる場合がありますので、日々のメンテナンスを怠らないようにしましょう。

加えて、耐震性の高い住宅でも家具の転倒などにより、亡くなられた人、大けがをされた人も多くおられます。住宅の耐震化の有無に関わらず、最低限、寝室と玄関だけでも家具留めをして、地震に備えましょう。

## 住宅の耐震化を検討している人に一言

戦後最大と言われる大地震により、建物が倒壊して多くの人が亡くなられた阪神・淡路大震災から27年。その後大地震が頻発し、悲劇は繰り返されています。

地震の活動期である現在、大地震はいつでも起きてもおかしくない状況です。備えの第一歩として、耐震診断を受けましょう。

## 住宅耐震化の手順

### STEP 01 耐震診断

建物が大地震（震度6強）にどの程度耐えることができるのかを調べます。一般診断の場合、壁や床を壊さずに約2時間で家屋の調査を行います。そして後日「耐震診断報告書」に基づき、建築士が家の状況を報告します。

### STEP 02 補強設計

耐震診断で倒壊する可能性があるかと判断された場合は、倒壊しないためにどのように耐震補強を行うのか、設計します。

### STEP 03 耐震補強工事

補強設計に従って、耐震補強工事を行います。

## 住宅の耐震化に向けての町の取り組み

町には1600戸以上の耐震性が不十分な住宅があると推計され、これは全住宅の13%以上になります（令和2年時点）。

これらの住宅の耐震性を高め、地域の地震に対する安全性を高めるため、町では田原本町耐震改修促進計画を策定し、住宅耐震化の支援制度などにより安全対策を進めています。



NPO法人『人・家・街 安全支援機構』専務理事 大石 正美さん

町では、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』（以下「L・S・O」といいます）と連携協定を締結し、住宅の耐震化を進めています。L・S・O専務理事の大石正美さんに、住宅の耐震化の重要性について伺いました。



# 住宅の安全性を高めるための支援制度

岡まちづくり建設課都市計画・大和平野中央プロジェクト推進係 ☎ 34・2085

町では地域の地震に対する安全性を高めるため、特に耐震性の低いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅を中心に、耐震診断や耐震改修工事などへの支援をしています。制度や必要書類など詳細については、町ホームページをご確認いただくか、町まちづくり建設課までお問い合わせください。

## 申込方法

12月28日(水)までに所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へお持ちください。(先着順)

## 募集件数

募集件数は令和4年7月31日時点の件数となっています。実際に申請を希望される場合、まちづくり建設課までお問い合わせください。

## 注意事項

各制度において、工事などは令和5年1月27日(金)までに終える必要があります。



町ホームページ

支援制度	制度概要	対象種類	補助額	募集件数
木造住宅の無料耐震診断	町が委託する耐震診断員を派遣して、耐震診断を実施。また、その結果の説明と改善方法を提案	町内にある昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅(注1・2)	全額 ※申請者の支払いなし	6件
住宅精密耐震診断費補助	住宅の精密耐震診断に対し、補助金を交付	町内にある一戸建て住宅(注2)(非木造住宅も対象)	診断費用の2/3の額(1,000円未満切り捨て) ※上限86,000円	2件
木造住宅の耐震改修工事費補助	耐震診断により耐震性が低いと判断された住宅の耐震性を規定の値まで引き上げる耐震改修工事に対し、補助金を交付	町内にある昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅(注1・2)で、耐震診断(注3)の結果、診断結果が1.0未満のもの	耐震改修工事費の4/5の額(1,000円未満切り捨て) ※上限100万円	3件
耐震シェルター設置工事補助	町内にある住宅に耐震シェルターを設置する工事に対し、補助金を交付	町内にある昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅(注1・2)で、耐震診断(注3)の結果、診断結果が1.0未満のもの	工事費の1/2の額(1,000円未満切り捨て) ※上限20万円	2件
ブロック塀などの撤去費補助	安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事に対して、補助金を交付	道(注4)に面する60cm以上の高さのブロック塀などで、点検表による点検の結果、安全性が確認できないもの	ブロック塀などの撤去に要する経費の1/2の額(1m当たり5000円を上限) ※上限10万円	8件

注1：木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年6月1日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。

注2：店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の1/2未満のものが対象です。

注3：町が実施する耐震診断またはそれと同等以上の効力を有する耐震診断が対象です。

注4：国道・県道・町道と町教育委員会が定める通園・通学のための道が対象です。